

# 山形地域地下水利用対策協議会規約

## (目的)

第1条 山形地域における地下水の適正かつ合理的な利用を推進し、もって地域の健全な発展を図ることを目的とする。

## (設置及び名称)

第2条 前条の目的を達成するため、山形地域地下水利用対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地下水利用の適正化の推進に関すること。
- (2) 地下水対策に必要な調査に関すること。
- (3) 地下水採取者の相互連絡と協調に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

## (組織)

第4条 協議会は、本市域内で「山形県地下水の採取の適正化に関する条例」に該当し、計画日揚水量10 m<sup>3</sup>以上を採取する地下水利用者並びに農業団体及び県・市・さく井業者等の代表者を会員として組織する。

## (役員)

第5条 協議会に会長1名・副会長2名・監事2名を置き、会員のうちから総会において選任する。

- 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、この協議会の会計を監査する。
- 5 役員の内任期は2年とし、再任を妨げない。

## (顧問)

第6条 協議会の事業の円滑な推進を図るため顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(会 議)

第7条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数の賛成を得てこれを決する。

(決議事項)

第8条 総会は、次に掲げる事項を協議決定する。

- (1) 規約の改廃に関する事。
- (2) 役員並びに幹事の選任に関する事。
- (3) 予算、決算及び経費の負担方法、負担額等に関する事。
- (4) その他、地下水対策の推進に関する事。

(幹事会)

第9条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事を置く。

- 2 幹事会は、幹事30名以内をもって組織し、幹事長1名、副幹事長1名をおき幹事長は会長をもってあて、副幹事長は、幹事会において選任する。
- 3 幹事長を除く他の幹事は、総会において選任または委嘱する。
- 4 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(幹事会の所掌事項)

第10条 幹事会は、次の事項を所掌する。

- (1) 協議会の運営に必要な事項の立案に関する事。
- (2) 地下水の適正な利用の調査に関する事。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関する事。

(専門委員会)

第11条 協議会の事業の推進に必要な事項について、調査検討するため、幹事会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は委員長1名、副委員長1名及び委員若干名をもって組織し、委員長、

副委員長及び委員は、幹事の中から幹事長が指名する。

3 専門委員会は、学識経験者及び関係機関の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 委員の任期は、調査検討期間とする。

(会員の義務)

第12条 会員は、総会及び幹事会の合意事項を遵守しなければならない。

(水管理者)

第13条 日量 500m<sup>3</sup>以上の地下水を使用する会員は、水管理者を置くものとする。

2 水管理者は、水利用合理化への取り組み並びに揚水量及び地下水位の把握に努めなければならない。

(協議会への加入)

第14条 地下水利用者等が協議会に加入するときは、入会申込書を会長に提出するものとする。

(事務局及び会計)

第15条 協議会の事務局は、山形市環境部内に置く。

第16条 協議会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則

この規約は、昭和51年9月27日から施行する。

附 則 (昭和63年6月改正)

この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年5月改正)

この規約は、平成元年5月18日から施行する。

附 則 (平成5年6月改正)

この規約は、平成5年6月1日から施行する。